

山口県女性管理職アドバイザー制度「輝き女性サポーター派遣」実施要領

第1 趣旨

県内事業所の女性管理職及び女性職員等（以下「女性管理職等」という。）へのサポートの強化を図るため、職業生活上の課題をテーマとした講義や面談等による助言を行う「輝き女性サポーター」（以下「サポーター」という。）の派遣について、必要な事項を定める。

第2 派遣の要件

県は、以下の要件を全て満たす場合に、サポーターを派遣する。なお、要件を満たす場合においても、サポーターとの日程調整がつかない場合は、派遣を実施しない。

- (1) 県内に所在する事業所又は団体の代表者（以下、「申請者」という。）からの派遣申請であること。ただし、暴力団、反社会的な活動を行う団体、宗教団体等派遣が適当でない判断される場合を除く。
- (2) 派遣申請の内容が、職業生活上の課題（キャリアアップ、仕事と家庭生活との両立等）をテーマとした講義や面談等であること。

第3 派遣の内容

サポーターは、派遣先で以下の活動を行う。

- (1) 申請者が実施する社内研修講師
- (2) 申請者に属する事業所の女性管理職等に対する、面談等による助言

第4 派遣者数

- 1 派遣するサポーターの数は、申請者の希望に基づき、サポーターと調整の上、県が決定する。ただし、第3（2）については、申請者に属する事業所の4名の女性管理職等毎に、サポーター1名の派遣を原則とする。
- 2 派遣に当たっては、必要に応じ、山口県男女共同参画課の職員が同席する。

第5 派遣日時

- 1 原則として、平日（祝日、年末年始を除く）の10時から16時までの間とする。ただし、サポーターが他の時間帯での派遣に同意する場合はこの限りではない。
- 2 第3（2）の面談時間は、1回当たり、60分から90分とする。

第6 派遣会場等

- 1 第3（1）については、申請者が指定する県内の会場とする。なお、会場の手配や準備は申請者が行い、費用は申請者が負担するものとする。
- 2 第3（2）については、原則として、山口県庁又は山口県総合庁舎とするが、申請者が別会場を用意し、サポーターが別会場への派遣に同意する場合はこの限りではない。この場合、会場の手配や準備は申請者が行い、費用は申請者が負担するものとする。なお、オンラインによる講義、面談も可とする。

第7 サポーターの謝金・旅費

申請者の負担は以下のとおりとする。なお、当日、無連絡にてキャンセルした場合も同様とする。

- (1) 謝金は、1時間当たり4,300円とする。
- (2) 旅費は、「一般職の職員等の旅費に関する条例」（山口県条例第60号）に基づき計算した額とする。

第8 派遣までの手続

- 1 申請者は、「山口県女性管理職アドバイザー制度派遣申請書」（別記様式1—1又は1—2）に必要事項を記載し、県男女共同参画課に提出する。
- 2 県男女共同参画課は、14日以内に派遣の可否を決定し、サポーターへ「山口県女性管理職アドバイザー制度選定・派遣決定通知書」（様式2）を、申請者に「山口県女性管理職アドバイザー制度派遣決定通知書」（様式3）を交付する。なお、第3（2）の派遣の決定を受けた申請者は、別に定める「事前調査票（詳細）」を提出すること。
- 3 サポーター又は申請者の都合により延期を決定した場合は、新たに、前記2の手続を行う。

第9 派遣後の手続

- 1 申請者は、派遣の実施後10日以内に、サポーターの指定する口座に、前記第7に規定する金額を振り込むものとする。なお、無連絡にてキャンセルした場合も、同様とする。
- 2 申請者は、前記1の振り込み後、別に定める「振込連絡票」により、県男女共同参画課へその旨を連絡する。

第10 秘密の保持等

- 1 サポーター及び申請者は、派遣の実施により知り得た、業務上の機密情報や個人情報等の秘密情報を他に漏らしてはならない。
- 2 サポーター及び申請者は派遣実施時において、物品販売など営利目的の行為を行ってはならない。

第11 補足

この要領に定めるものの他、派遣の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。